

2019年度安全管理基本計画(案)

目

新

安全スローガン(株)静岡県電気工事協力会連記事項)
『安全作業必携』における作業責任者・作業者の任務をそれぞれが果たし、
感電を始めとする作業災害を撲滅する。

平成30年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、協力会組織見直しを徹底していくことにより、作業災害(墜落・転落、感電災害)および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

- (1) 基本事項の遵守の徹底
- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした作業分担、作業指示を徹底に行う。
 - 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場/作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
 - 安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。
- (2) 協力会組織見直しの着実な推進
- 引込工事センターの直営班の施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
 - 訓練主催者・パトロール者の意識改革(契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識)を図る。

3 具体的な内容

(1) 諸施策の展開

実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委託作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による作業者への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底
無懸吊柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(往上作業)」、「訓練プログラムシート」、「災害事例集」(災害事例集)を活用した無懸吊柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所)、安全呼称の確実使用の徹底 ◆移動時、検電前における補助胴綱の確実使用の徹底 ◆「安全作業標準(往上作業・計器作業)」を活用した保護具の確実使用の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による「無懸吊柱上安全帯」の定期点検実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付時に脚蹴しやすい物等の装着禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(梯子・脚立使用時)」、「訓練プログラムシート」の活用による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底
低圧活線(後述)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(梯子・脚立使用時)」、「訓練プログラムシート」の活用による現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆作業用梯子[改良型](連合会推奨品)の取組的活用の徹底

安全スローガン(株)静岡県電気工事協力会連記事項)
『安全作業必携』に記載の店主・作業責任者・作業者の役割をそれぞれが果たし、
基本に忠実な作業で重大災害を撲滅する。

2019年度の安全管理は、この基本計画に基づき静岡県電気工事協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、**業務運営高度化**に努むるため、作業災害(墜落・転落、感電災害)および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

- (1) 基本事項の遵守の徹底
- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした作業分担、作業指示を徹底に行う。
 - 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場/作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
 - 安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善・定着状況を確認する。
- (2) **業務運営高度化に係る対応**
- 各電気引込工事センター直営班の施工能力を整備し、組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店/ワンク、各従事者/ワンクの技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
 - 訓練主催者・パトロール者の意識改革(契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識)を図る。

3 具体的な内容

(1) 諸施策の展開

実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委託作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者は、作業者の従事者ワンクを把握した上で資格範囲内の作業分担を指示し、作業中に置いても安全監視を徹底する。 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに各電気引込工事センター、中電営業所へ届け出るとともに、職階〇J Tを通して、昇降柱訓練・教育訓練を受講し、作業レベルを確認する。
無懸吊柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(往上作業)」、「訓練プログラムシート」を活用した無懸吊柱上安全帯の確実使用の徹底 *カイルハネス型への対応も含めて検討を実施する。(H2019.2より実施) ◆補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所)、安全呼称の確実使用(作業責任者、相番者の応答を含め)の徹底 ◆移動時、検電前における補助胴綱の確実使用の徹底 ◆「安全作業標準(往上作業・計器作業)」を活用した保護具の確実使用の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による「無懸吊柱上安全帯」の定期点検実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付時に脚蹴しやすい物等の装着禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全作業必携に記載の活線作業時における重点監視、安全呼称に対する応答、保護具・防具の取扱いに関する指示の徹底
低圧活線(後述)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(梯子・脚立使用時)」、「訓練プログラムシート」の活用による現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆作業用梯子[改良型](連合会推奨品)の取組的活用の徹底

公共交通災害	柱上作業における作業責任者の任務の徹底 作業区域内への公衆の進入防止を目的とした警備員の配置の徹底	◆安全作業必携【第2章 作業責任者の任務】の熟読および徹底 ◆柱上作業者に対する「モー・ストップ」の周知の徹底 ◆高所作業車（ジーム下含む）および柱下下のセフティロープ・フランチーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底 ◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
法令遵守の徹底	◆店主による安全作業必携【第10章 災害報告と災害防止対策】の内容の徹底	

- (2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回/毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
 - ◆「安全作業必携」【安全作業標準】、「訓練プログラムシート」および災害事例（**災害事例集**）を活用した基本事項の徹底
 - ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
 - *従業員名簿による受講対象者（引込線、計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。

- (3) 安全パトロールの効果的な展開
- ◆規定回数を考慮した実施計画の策定
 - ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
 - ◆安全パトロール指撻事項集約票を活用した指撻事項の定量的把握・分析
 - ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指撻を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
 - ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
 - ◆平成30年度は、パトロールの最重要項目として「保護具・防具の使用」「安全带・開線の使用状況」「作業責任者の指示・監視」「高所作業車の安全作業」を設定
 - *最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。

- (4) 協働会組織見直しの着実な推進
- ◆引込工事センターの直営班施工能力の整備
 - ◆安全指撻を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
 - ◆工事店、個人の技能アップに応じた施工範囲の遵守
 - ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
 - *県協力会または引込工事センターは、パトロールにおける指撻状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

以上

公共交通災害	柱上作業における作業責任者の任務の徹底 作業区域内への公衆の進入防止を目的とした警備員の配置の徹底	◆使用前の作業範囲規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練プログラムシート、安全作業必携を活用したアトリカーの確実な提出・固定・収納、輸送時の確実な使用、車両のギヤ（変速機）の中立状態確認の徹底 ◆高所作業車搭乗時の安全带【開線】使用の徹底
法令遵守の徹底	◆労働安全衛生法等に規定されている法令について、安全教育用ビデオなどを活用し、「作業責任者の任務」の習得と法令遵守の重要性の徹底 ◆店主による安全作業必携【第10章 災害報告と災害防止対策】の内容の徹底	

- (2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回/毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
 - ◆「安全作業必携」【安全作業標準】、「訓練プログラムシート」および災害事例を活用した基本事項の徹底
 - ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。（法令遵守の安全教育用ビデオの映写等）
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
 - *従業員名簿による受講対象者（引込線、計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。
 - *第35回引込および引込線工事技能オリンピック大会出場選手への指導、教育を通して、次世代の人財育成を実施するとともに、以前の出場選手からの指導も教授して、技術継承と組織の活性化を図る。

- (3) 安全パトロールの効果的な展開
- ◆年間目標回数を考慮した実施計画の策定【各電気引込工事センター2回/年実施（内1回は抜き打ち）計10回】
 - ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
 - ◆安全パトロール指撻事項集約票を活用した指撻事項の定量的把握・分析
 - ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指撻を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
 - ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
 - ◆2019年度は、パトロールの最重要項目として「安全带・開線の使用状況」「高所作業車の安全作業」「保護具・防具の使用」「作業責任者の指示・監視」を設定。また、通しがあり、抜き打ち（ブライント）のパトロールを実施し、通常作業を確認する。日中の作業に携わっている災害の芽を摘む。
 - *最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。
 - ◆安全パトロール者の育成
 - ◆県協力会・各電気引込工事センターは、昇降柱訓練やオリンピック大会の練習、各種パトロールの同行指導により、安全パトロール者の育成を図る。
 - ◆県協力会の安全パトロール者と中電支社安全担当者との意見交換会の実施（2回/年）

- (4) 業務運営高度化に係る対応
- ◆台風24号における中電の復旧応援を受けて、「非常災害復旧応援の手引」の改正と連絡体制の再整備
 - ◆季節ごとのタイムリーな災害周知を行い、類似災害発生時の未然防止
 - ◆工事店、各従事者アップに応じた施工範囲の遵守
 - ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
 - *県協力会または引込工事センターは、パトロールにおける指撻状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、中電は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

以上

2019年度安全管理基本計画の策定に関するデイスカッション

2018年度は、6月18日に作業者が高所作業車から墜落する災害が発生した。本災害は安全帯や補助ロープの未使用、高所作業車の不適切な取扱いが原因であり、安全作業必携の高所作業車の取扱いが順守されていないことが確認された。また、安全パトロールにおいては、重点項目として設定した「作業責任者の指示・監視」、「安全带・胴綱の使用状況」、「高所作業車に係る安全作業」について、遵守されていない状況が散見された。新たな取り組みとして8月10日の安全技術委員会では、県協力会における安全パトロールの実施状況についてデイスカッションし、より良い取り組みの共有化、課題を洗い出した。2019年度は、「委託作業における災害・事故発生状況」、「2018年度上期 安全パトロール実施結果」、「安全パトロールに関するデイスカッション」により見えてきた課題を踏まえ、安全管理基本計画を決定したい。

1 2018年度 委託作業における災害・事故発生状況 (2018.12.4時点)

発生日	委託店区分	災害・事故の程度	主な対策
2018.6.18	直営班 (委 計)	高所作業車からの墜落 (両足骨骨折)	○安全带や補助ロープの使用 ○高所作業車の取扱いの再確認
2017.7.21	直営班 (委 計)	短絡事象とPCヒューズ切れに係る直行送電	○具体的な作業手順の確認 ○作業責任者、作業者の任務 ○委託工事範囲の確認 ○緊急連絡先の再確認
2017.7.19	直営班 (委 計)	異常電圧の印刷による計器損傷	○業務担当の確認 ○指差呼称・自主検査
2017.3.8	直営班 (委 計)	高所作業車のキヤベリから墜落 (重症)	○ネット構築・降車時の安全带や補助ロープの使用
2016.6.3	直営班 (委 計)	高所作業車のフレームにトラックが衝突し作業者がネットから墜落 (急性硬膜下血腫)	○作業責任者の常時監視 ○高所作業車の作業範囲には立入禁止措置
2016.4.3	直営班 (委 計)	高所作業車のフタリがに挟まれ骨折 (左腿骨骨折)	○操作前の安全確認、指差呼称 ○作業者は可動範囲に入らない ○注意喚起シールの貼付
2016.1.16	協力工事店A (委託対象外)	引込鋼索作業中、屋根上から墜落 (死亡)	○作業に適した服物の使用 ○落下防止措置
2015.9.26	直営班 (委 計)	高所作業車の自走により車体と電柱に挟まれ死亡 (死亡)	○高所作業車設置時は車両のギア (変速機) が中立状態にあることおよび停止を再確認

＜参考：過去災害の発生状況＞

【2019年度安全管理基本計画の策定方針 ①】
 【2018年度は、直営班 (委託) の「災害」が1件発生しており、本災害の発生原因や主な対策を他人事として捉えるのではなく、「同種・同類事象の発生を防ぐよう「安全带・胴綱の使用状況」と「高所作業車に係る安全作業」に着目する必要がある。」

2 2018年度上期 安全パトロール実施結果

		安全パトロール指摘事項の定量把握							分析・評価	
(1) 安全パトロール実施回数		名古屋	静岡	三重	岐阜	長野	東部	合計		
2018	上期回数 [件]	30	46	36	52	75	33	272	○安全パトロール実施数の進捗が遅れているため、計画的に実施することが必要。 ○2018年度の安全パトロール重点項目として設定した「作業責任者の指示・監視」、「安全带・胴綱の使用状況」については、依然として指摘が多いため、継続的な基本事項の徹底が必要。	
2018	年間回数 [件]	133	100	80	156	103	93	665		
2017	年間回数 [件]	167	71	57	116	185	77	673		
※安全パトロール実施回数 = 【直営班の工事点数 × 2 (2回/年) + 工事店A～Cの工事点数1.0%】として設定 (平成24年12月 安全技術委員会資料抜粋)										
(2) 安全パトロール指摘事項の集約結果		指摘内容 (チェック項目は重点事項を再掲)		指摘件数 【(): 重点事項の指摘件数を再掲 (参考) 2017 年間】		主な指摘事項				
保護具・防具の使用	23, 39, 40	29 (1.2)	146 (7.2)	・ゴム手袋の着用前点検未実施 ・保護具・防具の使用不足 (取付不足・使用前点検未実施)						
作業責任者の指示・監視	49, 50	28 (2.2)	89 (6.5)	・作業責任者の指示・監視 (重点項目の監視不足) ・補助フックの取付位置 (取付不可の頑硬ベントへの取付、腰より低い)						
安全带の点検・使用状況	25, 28, 36, 42	8 (8)	6.0 (6.9)							
梯子の固定・小柱の昇降方法	22, 38	1 (1)	6 (3)							
昇降用動作	29, 33	3 (3)	3 (2)	・3点支持での昇降用動作が不十分						
安全帯のD環付近への装着禁止	27	0	6 (6)							
高所作業車の操作方法	31, 32	1.4 (1.4)	1.4 (1.4)	・ネット移動時の呼称未実施 輸止未実施・不良						
その他	—	1.94	5.69							
合計	—	277 (6.0)	893 (2.21)							

【2019年度安全管理基本計画の策定方針 ②】

安全パトロール指摘事項の集約結果を確認すると、「保護具・防具の使用」「作業責任者の指示・監視」に関する指摘が多い。「安全带・胴綱の使用」「作業責任者の指示・監視」と「作業責任者の指示・監視」に着目する必要がある。指摘が多い項目は、災害のリスクが潜んでいることから、「保護具・防具の使用」と「作業責任者の指示・監視」に着目する必要がある。

3 安全パトロールに関するデインカッションにより見えてきた課題<デインカッション>
2018年8月10日安全技術委員会にて、県協力会ごとに実施している安全パトロールについてデインカッションし、より良い取り組みの共有化、課題を洗い出した。また、今回確認された課題を整理するとともに2019年度は安全パトロールの指導力の向上、充実を図る。

課題

方向性 (案)

12月11日安全技術委員会での審議結果

<p>1</p> <p>○県協力会の安全パトロール者 ・知識、安全パトロールの経験数、作業者としての作業経験有無などにより指導力にバラつきがあるため、指導の内容や指導事項に差がある。</p> <p>○安全パトロールの指導力について定義が曖昧 ・安全パトロールの指導力向上、内容を充実するために効果的な施策がわからない。</p>	<p>●安全パトロール者の育成と役割意識の醸成</p> <table border="1"> <tr> <td>検討事項① 県協力会の安全パトロール者の指導レベルを定義</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導レベル</td> <td>必要な知識・指導力</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>作業者に対して自信をもって指導・指摘ができる。</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>危険となりやすいポイントがわかる</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>工事内容がわかる。</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>引内工事における用品・用途がわかる。</td> </tr> </table> <p>※師範がベテランスタッフや指導員の協働により、安全技術委員会中心となり展開する。(詳細は別途検討)</p> <p>検討事項② 県協力会の安全パトロール者の指導レベルを集約する。</p> <p>検討事項③ 指導レベルの向上に向けた取り組み</p> <p>▽連合会大の取り組み・・・安全パトロール者の指導レベルに合わせた資料を作成し、知識修得を実施する(自己学習)</p> <p>▽県大の取り組み・・・安全パトロール者の指導レベルに合わせ、安全技術委員と県協力会の安全管理者が中心となり実現場(安全パトロール同席特等)で安全パトロール者に対し指導・助言を実施する</p> <p>●安全パトロールの取り組みに関する視野拡大施策 ・他の県協力会の安全パトロールをモニタリングすることにより、模倣取次を図る。 ・県協力会の安全パトロール者と中部電力の各支社安全担当者を交えた意見交換会を年1回実施する。</p>	検討事項① 県協力会の安全パトロール者の指導レベルを定義		指導レベル	必要な知識・指導力	レベル4	作業者に対して自信をもって指導・指摘ができる。	レベル3	危険となりやすいポイントがわかる	レベル2	工事内容がわかる。	レベル1	引内工事における用品・用途がわかる。	<p>●安全パトロール者の育成と役割意識の醸成 安全パトロールは、作業責任者・作業者の安全意識や技能の向上による災害を未然に防止するための重要な施策であり、パトロール者の育成は各県とも取り組むべき課題と認識している。また、現行のパトロール者は安全に対する知識や指導力が高いレベルを有した者を指名しているものの、後進の育成が必要と考えられている。</p> <p>しかし、課題解決(後進の育成)に向けた取り組みは、県協力会ごとに異なることから、連合会としては一律的に細分化した指導レベルを定義せず、大項目を設定することとし、具体的な取り組みは県協力会・セクターの施策に反映のうえ実施していくこととした。</p> <p><大項目> 県協力会・セクターは昇降訓練やオンラインビッグ大会の訓練や各種パトロールの同行指導により、安全パトロール者の育成を図る。</p> <p>●安全パトロールの取り組みに関する視野拡大施策 ・県協力会が主体性をもった取り組みとするため、一律モニタリング実施ではなく、希望する県協力会が実施する施策とする。 ・県協力会の安全パトロール者と中部電力の各支社安全担当者を交えた意見交換会の開催要否について検討する。</p>
検討事項① 県協力会の安全パトロール者の指導レベルを定義														
指導レベル	必要な知識・指導力													
レベル4	作業者に対して自信をもって指導・指摘ができる。													
レベル3	危険となりやすいポイントがわかる													
レベル2	工事内容がわかる。													
レベル1	引内工事における用品・用途がわかる。													
<p>2</p> <p>○中部電力の安全パトロール者 パトロールの実施：中部電力が安全パトロールに参加する営業所としていない営業所がある。</p> <p>パトロール者 ：配電技術長・机上担当者の若年層など安全パトロールの担当者が営業所により、異なるため、指導力にバラつきがあり、指導の内容や指導事項に差がある。</p> <p>パトロール対象者：協力会の安全パトロール者に対する指導なのか、作業者への指導なのか対象者が異なっている。</p>	<p>●県協力会に対する中部電力の安全パトロールの位置づけの検討</p> <p>検討事項① 中部電力が実施する安全パトロールの実施回数の検討</p> <p>検討事項② 中部電力が実施する安全パトロール者の明確化 (例：安全推進(責任)者、安全キーマンなど指導力のある役付職とする(等))</p> <p>中部電力が実施する安全パトロールの対象を検討する(協力会の安全パトロール者もしくは作業者)。なお、協力会の安全パトロール者を対象にすることを最終目標とし、協力会の安全管理体制や安全パトロール者の指導レベルなどを確認しながら、中・長期的なスケジュールで検討していく。</p>	<p>●県協力会に対する中部電力の安全パトロールの位置づけの検討 県協力会・セクターが抱える課題が異なることから、連合会にて一律的に中部電力が実施する安全パトロールの位置づけを明確化せず、県協力会の委託作業安全推進会議等の会議体により、中部電力が実施する安全パトロールの回数や対象を検討・協議する</p>												
<p>3</p> <p>○安全パトロールの調整 工事内容 ：工事店ラノグに見合った作業現場の確保が困難(協力工事店A・B-引込工事) 簡単な施工場所を選定される。</p> <p>日程調整 ：工事日の調整に時間がかかる。</p>	<p>●調整方法の検討 工事店が、安全パトロールのため、作業しやすい現場を選定することを防ぐため、安全パトロール者は、引込情報の電子化による工程管理情報の活用により、工事情報を把握し安全パトロールに適した工事を指定する。また、日程調整の簡素化や作業実施の確認を目的にオンラインパトロールの実施の是非についても検討したい。</p>	<p>●調整方法の検討 直営班においては電子化による工程管理情報の活用による効果的なパトロールを実施する。協力工事店においては、実現場による安全パトロールが困難な場合は、昇降訓練と同調し、実現場を想定した引込線工事を実施し、技能確認する(安全パトロール代替)など、県協力会が工夫し、安全パトロールの年間目標件数の達成を目指す。 なお、オンラインパトロールの実施の是非については県協力会にて検討していく。</p>												
<p>4</p> <p>○作業者理解力 ：安全パトロール現場の指導だけでは、不安全な状態、不安全行為が理解できない。 同種の指導事項の繰り返しが見られる。</p>	<p>●安全に関するビデオの配信 ●安全パトロールの工夫による同種指導事項の撲滅 (TBMKYにて安全パトロール者による前回指導事項の内容の共有、指導事項の傾向と対策の指導)</p>	<p>●安全に関するビデオの配布 事務局にて視聴のうえ、安全に関するビデオを配布する。 ●安全パトロールの工夫による同種指導事項の撲滅 (TBMKYにて安全パトロール者による前回指導事項の内容の共有、指導事項の傾向と対策の指導)</p> <p>●県協力会には、他の県協力会の順票を確認し、参考となる場合は順票修正を実施する。</p>												
<p>5</p> <p>○資料順票 ：安全パトロール票やTBM-KY票の内容に差があるため順票に差がある。</p>	<p>●2018年8月10日安全技術委員会にて、県協力会で使用している安全パトロール票やTBM-KY票を共有化策。 県協力会には、他の県協力会の順票を確認し、参考となる場合は順票修正を実施する。</p>													

【2019年度安全管理基本計画の策定方針 ③】

安全パトロールの指導力向上と内容充実化により、2019年度はゼロ災害を目指す。

2019年度安全管理基本計画の策定方針 ①②③より、2019年度の安全管理基本計画 (案) を策定する。

第20回技術研修会実施結果について（報告）

議題について下記のとおり報告する。

記

- 1 目的
 ㈱静岡県電気工事協力会と共同受注契約を締結する引込工事センターと下請負・共同受注契約を締結する直営班および協力工事店（以下「工事店」という）の電気工事技術ならびに安全意識の向上を図り、電気設備における保安の確保とお客さまサービスの向上に資することを目的とする。

2 実施概要

各引込工事センター単位で次の内容で実施した。

- (1) 技術研修会課題
 ①労働安全衛生法・安全作業必携 ②電気工事士法・電気工業法 ③電技・内線規程・引込便覧に関する内容の課題を全工事店に配布し各自提出を求めた。
- (2) 技術研修会
 各引込工事センター単位に、各引込工事センター役員および中部電力検査担当者による安全に関する講習を行い、技術研修会課題の解答と解説を実施した。

3 実施結果

- (1) 技術研修会課題の提出
 ・募集期間 平成30年10月1日（月）～平成30年11月7日（水）
 ・技術研修会課題の提出状況

センター名	センター工事店数	提出店舗数	提出率	提出人数
静岡	118 (122)	28 (48)	24% (39%)	59 (125)
清水	64 (68)	24 (24)	38% (35%)	53 (55)
藤枝	117 (123)	115 (117)	98% (95%)	367 (390)
掛川	113 (124)	71 (81)	63% (65%)	106 (139)
浜松	213 (221)	80 (77)	38% (35%)	227 (189)
計	625 (658)	318 (347)	51% (53%)	812 (898)

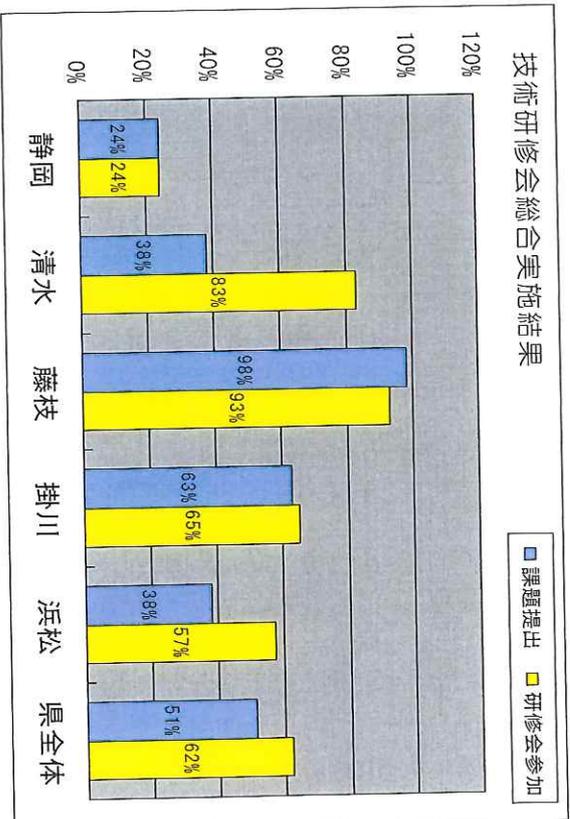
注：（ ）は前回の数値

- (2) 技術研修会
 ・実施期間 平成30年10月1日（月）～平成30年11月30日（金）
 ・研修会の開催日・参加状況

センター名	開催日	参加店数	参加率	参加者数
静岡	H30.11.28	28 (46)	24% (38%)	36 (57)
清水	H30.11.20	53 (57)	83% (84%)	53 (57)
藤枝	H30.11.27	109 (111)	98% (90%)	113 (116)
掛川	H30.11.5	73 (69)	65% (56%)	76 (70)
浜松	H30.10.22	122 (65)	57% (29%)	130 (65)
計		385 (348)	62% (53%)	408 (365)

注：（ ）は前回の数値

技術研修会総合実施結果



技術研修会課題平均点（参考：出題数40問/100点）

センター名	静岡	清水	藤枝	掛川	浜松	全体平均点
平均点	68点	71点	70点	74点	58点	68点

4 所感

- ・技術研修会課題の提出状況は工事店数625店舗に対し、318店舗から提出され51%の提出率となった。また、提出者数は812人であった。提出率は、前回より2%下降し、提出者数にいたっても86名の減少となった。
- ・技術研修会への参加店舗数は385店舗であり、前回より37店舗増加（9%上昇）し、参加者について43名増加した。
- ・技術研修会参加店舗率がほとんどのセンターで上昇しており、県全体で19回に比べ参加店舗・人数が増加した。
- ・次回技術研修会も、参加店舗率の向上が図れるようセンターのさらなる取り組みをお願いしたい。

以上